	陳 情 义 <del>書</del> 表
受付番号	第36号
件名	「三教総第271号の回答」に、議会のチェックを要する「不法、不当、不備」があるので、二元代表制に基づき、至急に、議会が、①確認し、②「行政に是正を求める」ことを陳情する
受付年月日	令和元年7月29日
陳情者	三田市 宝代地 一雄
要旨	(陳情の要旨)

## 〈陳情の事項〉

「法令遵守」の観点から、「三田市議会の判断と判断した理由、根拠の説明」を、「二元代表制」の観点から、「三田市議会の是正措置」を求める。

- その① まち協が、「個人とどのような契約をしているかについて、教育委員会の関知するところではなく」というのはとんでもない認識です。教育委員会の管理権の及ばない領域では、関知してはいけませんが、管理権を保有している領域では、職責を持って、関知(=関与)しなければならないことを確認し、措置を是正させる。
- その② 「三田市立学校施設使用に関する契約書」の問題に関して、「口頭による追認内容」は、「まち協が、管理権を保有したごとく、学校の会議室を勤務場所として事務員を雇用し、使用しているが、新着任校長として、前任校長〇〇の平成31年4月1日の使用許可書を追認できるか」とまで言及して為された、つまり、通常の使用状況ではなくなったことを認識して判断したかどうかを確認し、措置を是正させる。
- その③ 追認契約文書が三通作成され、三者が保有していることを確認する。
- その④ 各種「契約書」の記名、締結日が正しく一致していることを確認する。
- その⑤ ふるさと地域交付金の手続きにおいて、協働推進課は正しく是正していることを確認する。さらに、「賃借契約書」の作成は適正に判断されていることを確認する。
- その⑥ 三田市教育委員会点検評価委員会の協議内容を確認する。

付託委員会